

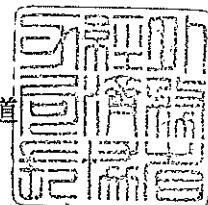
覚書

外経協技第19号

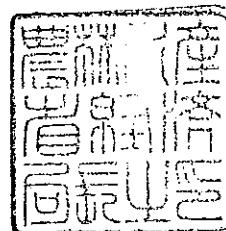
62農経第243号

昭和62年3月12日

外務省 経済協力局長 英 正道



農林水産省 経済局長 真木 秀郎



国際緊急援助隊の派遣に関する法律（以下「法」という。）  
の制定に際し、外務省と農林水産省は、下記のとおり了解す  
る。

記

- 1 被災国政府等より国際緊急援助隊（以下「援助隊」とい  
う。）の派遣の要請を受け、その派遣が適当と認めたとき  
は、外務省は、援助隊の派遣に先立って、農林水産省に対  
し連絡するとともに、右要請中に農林水産省の所掌分野に

該当する部分があるときは、右部分につき法第3条の協議を行うものとする。

右協議に係る援助隊の部分の構成については、外務省は、農林水産省の意向が十分に反映されるよう努めるものとする。

- 2 法第5条第1項の規定による外務大臣の国際協力事業団に対する命令のうち上記にいう援助隊の部分に係る命令については、記の1の協議がない限り行わないものとする。
- 3 国際緊急援助活動を行う農林水産省職員（以下単に「職員」という。）の身分等について以下のとおり確認する。
  - (1) 法第4条第1項に基づき国際緊急援助活動を行う職員は、任命権者の命令による公務出張として派遣されるものであること。また、このことにつき、外務省は、人事院の確認を受けていること。
  - (2) 法第5条及び第7条にいう「派遣」とは、上記(1)の職員の場合にあっては、国際協力事業団が輸送の手配等を行い被災地へ送るとの意味であり、当該職員に対する指揮命令権は任命権者に留保されており、当該職員は外務大臣又は国際協力事業団総裁の指揮監督を受けるものではないこと。
  - (3) 法第6条にいう「調整」は、国外における援助隊の活動を円滑にするためのものであり、国際緊急援助活動を行う職員を指揮監督する等当該職員の任命権者の権限を侵すものではないこと。